

四日市市上下水道局告示第 8 号

四日市市単独公共下水道の事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、当該事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 17 日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 事業計画の名称

四日市市単独公共下水道

2 事業計画の内容

事業計画書において表示する。

3 事業計画の案の縦覧場所

四日市市堀木一丁目 3 番 18 号

四日市市上下水道局管理部経営企画課

4 縦覧期間

平成 29 年 2 月 17 日から平成 29 年 3 月 3 日まで

（管理部経営企画課）